

大阪市の情報公開

(平成26年度運用状況報告書)

大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)

目 次

1	公開請求の状況	1
2	公開請求に対する決定等の状況	1
3	不服申立ての状況	2
4	審査会答申の状況	3
5	出資等法人の情報公開の状況	3
6	市民情報プラザの運用状況	4
7	制度の概要	4

1 公開請求の状況

(1) 公開請求件数（請求方法・請求者別）[表1参照]

公開請求件数は、請求者が実施機関に提出した公開請求書の数で、1枚を1件として算出しています。

1件の公開請求に対して、複数の公開決定等を行うこともあるため、平成24年度までの運用状況では、下記2(1)アの決定件数をもって公開請求件数としていましたが、平成25年度の運用状況からは、それぞれの件数を公表しています。

平成26年度の公開請求件数は2,971件となっており、平成25年度(2,987件)と比較してわずかに減少している(16件(0.5%))ものの、依然として高い数値(年間約3,000件)で推移しています。また、このうち1,070件(36.0%)が、多数の公開請求を行う複数名の方々(以下「特定の請求者」といいます。)によるものであり、公開請求件数が増加する大きな要因のひとつであると考えられます。

請求方法別では、件数の多いものから順に、インターネットを利用した電子申請1,114件(37.5%)、ファクシミリ857件(28.8%)、窓口782件(26.3%)、郵送218件(7.3%)となっています。

請求者別では、個人による請求件数が1,693件(57.0%)、個人以外による請求件数が1,278件(43.0%)となっており、この比率(個人:約6割、個人以外:約4割)は直近3年度間で概ね変わっていません。

(2) 分野別の請求状況[表2及び表3参照]

分野別の請求状況を見ると、「道路・土地」の分野が586件(19.7%)と最も多く、次いで「上下水道」の分野が315件(10.6%)、「福祉」の分野が251件(8.4%)となっています。

2 公開請求に対する決定等の状況

(1) 決定状況

ア 年度別の決定状況[表4参照]

決定件数は、上記1(1)の公開請求件数から下記(3)の情報提供による対応をしたもの等を除いたあと、公開請求に対して行った公開決定等の件数を算出しています。

1件の公開請求に対して、複数の公開決定等を行うこともあるため、平成24年度までの運用状況では、決定件数をもって公開請求件数としていましたが、平成25年度の運用状況からは、それぞれの件数を公表しています。

平成26年度の決定件数は1,970件となっており、平成25年度(1,865件)と比較して105件(5.6%)増加しています。

また、公開請求却下決定を行った238件のうち、権利の濫用を理由として却下された件数は144件となっています。

なお、公開請求の内容及び処理状況については、次のURLをご参照ください。

[公開請求の内容及び処理状況]

http://www.city.osaka.lg.jp/shisei_top/category/888-3-2-0-0.html

イ 公開率[表4参照]

公開率は98.0%となっており、平成25年度(97.7%)と比較して0.3ポイント上昇しています。

公開率については、年度により若干の数値の上下は見受けられるものの、直近5年度間を通じての公開率は98.2%となっています。

$$\left[\begin{array}{l} \text{公開率の算出方法} \\ \text{公開率} = (\text{公開} + \text{部分公開}) / (\text{公開} + \text{部分公開} + \text{全部非公開}) \times 100 \end{array} \right]$$

ウ 実施機関別の決定状況 [表 5 及び表 6 参照]

実施機関別の決定件数としては、建設局が 635 件 (32.2%) と最も多く、次いで西成区役所 262 件 (13.3%)、生野区役所 150 件 (7.6%) となっています。

特徴としては、建設局については、道路工事等の金額入り設計書に関する請求が多いことが挙げられます。

なお、西成区役所の決定件数 262 件のうち、存否応答拒否を行ったものが 245 件 (93.5%) と 9 割以上を占めています。また、生野区役所の決定件数 150 件のうち、公開請求の却下を行ったものが 125 件 (83.3%) を占めています。これらは、どちらも上記 1 (1) の特定の請求者による公開請求に対するものです。

(2) 非公開理由別の内訳 [表 7 参照]

非公開理由としては、「第 7 条第 1 号 個人情報」が 393 件 (47.6%) と最も多く、次いで「第 7 条第 2 号 法人等情報」が 284 件 (34.4%) となっています。

この合計は 677 件 (82.0%) であり、第 7 条第 1 号及び第 2 号が非公開理由の 8 割以上を占めています。

(3) 情報提供による対応状況 [表 8 参照]

平成 26 年度の公開請求件数 2,971 件のうち、1,160 件 (39.0%) について情報提供により対応しています。なお、情報提供対応率については、直近 3 年度間で概ね 40% 前後で推移しています。

情報提供は、請求者 (市民) の方にとって、求める情報を速やかに入手することができ、本市としては公開請求に係る事務処理の負担を軽減することができるなど、双方にとってメリットがあり、引き続き、情報提供について周知を図り、積極的な活用に努めます。

3 不服申立ての状況 [表 9 参照]

平成 26 年度において、大阪市情報公開審査会 (以下「審査会」といいます。) に新たに諮問があった件数は 290 件であり、過年度から繰越している諮問件数 319 件との合計は 609 件です。

平成 26 年度は、審査会から 22 件の答申 (答申第 367 号から第 388 号まで) が出され、242 件の不服申立てが処理されました。これらの答申のうち、原決定妥当と判断されたものは 15 件、原決定で非公開とした情報の一部を公開すべきと判断されたものは 7 件でした。

平成 26 年度の答申の状況は、14 ページ「平成 26 年度答申一覧」のとおりです。各答申については、下記 URL をご参照ください。

[大阪市情報公開審査会答申の概要]

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000020139.html>

このほか、不服申立てが取り下げられたものが 1 件あり、平成 26 年度末の残諮問件数 (平成 27 年度に繰越される件数) は 366 件あります。

また、残諮問件数 366 件のうち、平成 23 年度に諮問されたものが 5 件、同じく平成 24 年度 2 件、平成 25 年度 142 件、平成 26 年度 217 件であり、多数の案件が滞留している状況にあります。この 366 件のうち、上記 1 (1) の特定の請求者を含む 2 名による不服

申立て件数は合計で 291 件（79.5%）と寡占状態にあるといえます。

このような状況は、他の案件の審議の遅延を招くことから、審査会において、類似の案件については一括して審議し、答申を行うなど、迅速かつ効率的な審査会運営に努めています。

4 審査会答申の状況 [「平成 26 年度答申一覧」参照]

平成 26 年度に審査会が行った不服申立てに対する答申のうち、特徴的な事例として次の答申が挙げられます。

[答申第 380 号]

次のアからエの理由により、本件非公開部分は条例第 7 条第 4 号には該当しないと判断しています。その上で、本件非公開部分のうち、特定の個人について言及した部分については条例第 7 条第 1 号に該当し、技術検討委員会が非公開で開催されていることを前提としてなされた委員等の率直な意見の発露であると認められる部分については条例第 7 条第 5 号に該当すると判断しています。

ア 技術検討委員会議事録の内容を詳細に確認したところ、少なくとも、委員間で異なる意見や見解が対立し、その相違点について議論を交わしているものであるとは認められなかった。

また、技術検討委員会の資料は、各回終了後、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所のホームページに掲載することにより公表されている。

以上を踏まえると、前回までに審議、検討された内容は、次回開催時点にあっては、条例第 7 条第 4 号にいう「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」を完全に帯びるものではないと認められる。

イ 技術検討委員会議事録における本件非公開部分を公開した場合に技術検討委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれと、市民の安全に関する重要な情報である技術検討委員会議事録における本件非公開部分を公開することにより得られる公益とを比較衡量するとすれば、前者のおそれが看過し得ない程度のものであるとまではいえず、明らかに後者の公益を優先すべきであると認められる。

ウ 以上を総合的に勘案すると、技術検討委員会議事録における本件非公開部分については、これを公開したとしても、技術検討委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとまでは認められず、条例第 7 条第 4 号には該当しない。

エ 打合せメモにおける本件非公開部分の検討にあたっては上記アからウと同様に判断すべきである。

5 出資等法人の情報公開の状況

出資等法人における情報公開については、条例第 34 条により規定されており、特に本市の出資等比率が 50% 以上である法人等については、同条第 2 項により「この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報を公開するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としています。

これを受け、各出資等法人では情報公開要綱を制定し、本市の情報公開制度に準じた制度を整え運用することとされています。

決定状況等 [表 10 及び表 11 参照]

平成 26 年度において公開申出の対象となった出資等法人及びその決定件数は 1 法人 9 件となっています。

公開率は 66.7% となっており、平成 25 年度 (71.4%) と比較して 4.7 ポイント下降しています。

$$\left[\begin{array}{l} \text{公開率の算出方法} \\ \text{公開率} = (\text{公開} + \text{部分公開}) / (\text{公開} + \text{部分公開} + \text{全部非公開}) \times 100 \end{array} \right]$$

6 市民情報プラザの運用状況

市政情報を広く提供するために、大阪市役所本庁舎 1 階に市民情報プラザを設置しています。

市民情報プラザでは、本市の行政資料 (広く市民の利用に供する目的で本市が作成した行政に関する冊子、パンフレット、リーフレット、地図等) を配架及び配付しているほか、行政資料のコピー (セルフサービス)、本市が発行している有償刊行物の販売なども行っています。

(1) 利用状況 [表 12 参照]

平成 26 年度の利用者数は延べ 25,448 人となっており、平成 25 年度 (延べ 30,045 人) と比較して 4,597 人 (15.3%) 減少しています。

(2) 有償刊行物の販売状況 [表 13 参照]

平成 26 年度の販売数は 276 点となっており、平成 25 年度 (340 点) と比較して 64 点 (18.8%) 減少しています。

最も販売数が多いものは「2000 大阪市地形図(白図)区別」1/1 万」の 154 点 (55.8%) であり、全体の 5 割以上を占めています。次いで、「大阪の経済」47 点 (17.0%) となっています。

(3) 行政資料配架状況 [表 14 参照]

平成 26 年度末の配架数は 5,649 点となっており、平成 25 年度 (5,626 点) と比較してわずかに増加 (23 点 (0.4%)) しています。

7 制度の概要

(1) 情報公開制度の意義

情報公開制度は、開かれた市政の推進に不可欠の基礎的な制度であり、市政に対する市民の理解と信頼を確保するため、公文書の公開制度に加えて、情報提供施策の積極的な推進など、情報公開制度全般にわたって、より一層適正な運用に努める必要があります。

このような状況を踏まえ、大阪市は、市民の「知る権利」が情報公開の制度化及びその発展に大きな役割を果たしてきたことを十分に認識するとともに、大阪市の保有する情報は公開を原則とすること及び個人に関する情報は最大限に保護することを基本として、21 世紀の大阪市にふさわしい情報公開制度を確立するため、昭和 63 年 7 月 1 日に施行された大阪市公文書公開条例を全部改正し、新たに大阪市情報公開条例 (平成 13 年大阪市条例第 3 号) を制定し、平成 13 年 4 月 1 日 (出資等法人の規定に

については、同年 10 月 1 日) から施行しました。

また、本市の情報公開制度をより一層充実させていくため、平成 17 年 5 月には、大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社、大阪市土地開発公社の地方三公社を条例に定める実施機関に加えることなどを主な内容とする条例改正、平成 18 年 3 月には、本市が設立した地方独立行政法人を実施機関に加えることなどを主な内容とする条例改正、平成 25 年 9 月には、大阪市土地開発公社の清算の結了、また、平成 26 年 12 月には、大阪市道路公社の清算の結了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることなどを主な内容とする条例改正を行いました。

(2) 情報公開制度の目的

本市の情報公開制度は、何人に対しても公文書の公開を請求する権利を具体的な請求権として保障することにより、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって、市民に対する本市の説明責務を果たすとともに、市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的としています。

(3) 情報公開制度の基本原則

情報公開制度には、請求権者からの公開請求に基づく公文書公開制度と行政機関が任意かつ能動的に行う情報提供施策が含まれますが、いずれも次の 2 原則を基本としており、これらの原則を踏まえて解釈し、運用しなければなりません。

ア 原則公開の趣旨の徹底

市が保有する情報は原則として公開しなければなりません。また、例外的に公開義務を免除されている情報については、合理的な理由がある必要最小限のものだけを非公開とすることができます。

イ 個人情報の最大限の保護

個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、公開を原則とする情報公開制度のもとにおいても、プライバシーを中心とする個人情報の保護については、最大限の配慮をしなければなりません。

(4) 情報公開制度の主な内容

ア 実施機関(条例第 2 条第 1 項)

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者(交通局長、水道局長)及び消防長、本市が設立した地方独立行政法人(公立大学法人大阪市立大学、地方独立行政法人大阪市立工業研究所、地方独立行政法人大阪市民病院機構)並びに大阪市住宅供給公社。

イ 公文書(条例第 2 条第 2 項)

公開請求の対象となる公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。

ウ 公開請求権者(条例第 5 条)

何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができます。

エ 公開請求の受付

公開請求の受付は、市民相談室(市役所本庁舎 1 階)で行います。

また、郵送、ファクシミリ及び大阪市ホームページでも公開請求を受け付けてい

ます。

オ 公開請求に対する決定（条例第 10 条から第 12 条まで）

(ア) 実施機関は、公開請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に、公文書の公開をする旨又はしない旨を決定し、公開請求者に対し、文書で通知しなければなりません。

ただし、正当な理由があるときは、30 日を限度として延長することができます。

(イ) 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該公文書のうち相当の部分について 44 日以内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行うことができます。

カ 公文書の公開義務（条例第 7 条）

原則公開の理念に基づき、実施機関は、次に掲げる情報（以下「非公開情報」といいます。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければなりません。

(ア) 個人情報

(イ) 法人等情報

(ウ) 任意提供情報

(エ) 審議・検討・協議情報

(オ) 事務事業遂行情報

(カ) 公共の安全・秩序維持情報

(キ) 法令秘情報

キ 公文書の存否に関する情報（条例第 9 条）

「Aさんの生活保護記録」のように、公開請求のあった公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。（存否応答拒否）

ク 第三者保護の手続（条例第 13 条）

公開請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができるなど、第三者保護の手続を整備しています。

ケ 費用負担（条例第 16 条）

公文書の公開に係る手数料は無料ですが、写しの交付については、請求者が公文書の写しの作成（モノクロコピー 1 面 10 円、CD-R 1 枚 90 円など）及び送付（郵便料金等）に要する費用を負担します。

コ 不服申立て（条例第 16 条の 2 から第 30 条まで）

公開決定等について不服申立てがあったときは、公正かつ慎重に救済を図るため、大阪市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決又は決定等を行います。

サ 情報提供施策等の充実（第 31 条関係）

(ア) 実施機関は、その保有する情報が適時に、かつ適切な方法で市民等に明らかにされるよう、情報提供に関する施策等の充実に努めることとしています。

(イ) 実施機関の職員は、当該実施機関の保有する情報の提供に関する事務を行うに当たっては、条例の趣旨にのっとり、市民等が必要とする情報を的確に提供するように意を用いなければならないとしています。

シ 情報の公表等（第 32 条関係）

(ア) 実施機関は、市民等が請求を行うことなく市政に関する情報を容易に得ること

ができるよう、本市の基本計画等実施機関が保有する情報の公表を行うものとして
ています。

(イ) 非公開又は部分公開決定を行う場合には、非公開情報を公開しない方法により、
情報提供を行うものとしています。

(ウ) 公開決定又は部分公開決定に基づいて公開を実施した公文書と同一の公文書
(既公開公文書)及び情報については、公開請求の手続を求めることなく、閲覧
又は写しの交付を行うとともに、広く市民一般に公表する必要があると認められ
るときは、当該情報を公表するものとしています。

ス 出資等法人の情報公開(第34条関係)

(ア) 実施機関は、出資等法人の保有する情報を積極的に収集し、公開していくよう
努めるとともに、出資等法人の情報公開が推進されるよう、出資等法人に対し、
必要な指導等を行うよう努めることとしています。

(イ) 出資等法人のうち、本市が資本金、基本金等の2分の1以上を出資している法
人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関する必要な措置
を講ずるよう努めることとしています。

セ 指定管理者の情報公開(第34条の2関係)

(ア) 本市の公の施設の指定管理者は、当該公の施設の管理に関する情報の公開のた
めの措置を講ずるよう努めることとしています。

(イ) 実施機関は、指定管理者に対し必要な指導等を行うよう努めることしていま
す。

(5) 情報公開条例の制定経過(公文書公開条例の制定経過を含む。)

昭和62年 4月	「大阪市情報公開懇談会」を設置
昭和62年 11月	「情報公開制度についての提言」を市長に提出
昭和63年 4月	「大阪市公文書公開条例」を公布(昭和63年7月施行)
平成10年 8月	市長から公文書公開審査会に「公文書公開制度のあり方」につ いて諮問
平成11年 10月	「公文書公開制度のあり方に関する中間取りまとめ」
平成12年 7月	「大阪市における公文書公開制度のあり方について」市長へ答 申 答申までに、27回の審議(うち公開審議9回)を行う。
平成13年 3月	大阪市会で「大阪市公文書公開条例を改正する条例案」を可決
平成13年 3月	「大阪市情報公開条例」を公布(平成13年4月施行(出資等 法人については、同年10月施行))
平成14年 9月	独立行政法人等を国と同様の扱いとすることを主な改正点と する「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、 公布(平成14年10月施行)
平成16年 3月	地方独立行政法人を地方公共団体と同様の扱いとすることを 主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例 案」を可決、公布(平成16年4月施行)
平成17年 3月	情報公開審査会委員の守秘義務違反について罰則を設けるこ とを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する 条例案」を可決、公布(平成17年4月施行)
平成17年 5月	地方三公社を実施機関とすること、情報提供等の事務を実施す る際の職員の責務を課すことなどを主な改正点とする「大阪市

- 情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布とともに施行
- 平成 18 年 3 月 本市が設立した地方独立行政法人を実施機関とすることなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 18 年 4 月施行）
- 平成 23 年 2 月 特定歴史公文書等の利用請求権の新設を主な改正点とする「大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 23 年 3 月施行）
- 平成 25 年 9 月 大阪市土地開発公社の清算の終了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 25 年 9 月施行）
- 平成 26 年 12 月 大阪市道路公社の清算の終了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 26 年 12 月施行）

表 1-1 公開請求件数（請求方法別）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
窓 口	742	28.8	791	26.5	782	26.3
郵 送	209	8.1	76	2.5	218	7.3
ファクシミリ	795	30.8	642	21.5	857	28.8
電子申請	833	32.3	1,478	49.5	1,114	37.5
合 計	2,579		2,987		2,971	

表 1-2 公開請求件数（請求者別）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
個 人	1,640	63.6	1,887	63.2	1,693	57.0
個人以外	939	36.4	1,100	36.8	1,278	43.0
合 計	2,579		2,987		2,971	

表 2 分野別の請求件数

分 野	平成25年度	平成26年度
道 路 ・ 土 地	584	586
上 下 水 道	294	315
福 祉	155	251
議 案	58	222
教 育	167	168
保 健 ・ 医 療	88	125
交 通	54	125
防 災	81	98
都 市 計 画	32	94
地 域 振 興	62	82
環 境 ・ 衛 生	113	71
河 川 ・ 港 湾	53	66
公 園 ・ 緑 地	83	40
産 業 ・ 経 済	25	37
建 築	69	22
戸 籍 ・ 住 民 情 報	16	11
そ の 他	1,053	658
合 計	2,987	2,971

表3 分野別の請求具体例

分 野	請求具体例
道 路 ・ 土 地	道路工事等の金額入り設計書、土地境界確定協議書、認定道路区域線調査図、道路敷地境界明示書
上 下 水 道	配水設備に係る工事設計書、下水道敷境界確定図
福 祉	社会福祉法人に係る法人調書、貸借対照表、事業活動収支計算書

表4 年度別の決定状況

年 度	決定件数	決 定 状 況							公開率 (%)
		公 開	部 分 公 開	全 部 非公開	不存在による 非 公 開	存否 応答拒否	公開請求却下		
							権利濫用	その他	
平成22年度	1,172	482	552	6	129	3	0	0	99.4
平成23年度	1,779	690	619	16	448	6	0	0	98.8
平成24年度	1,916	838	612	35	385	13	22	11	97.6
平成25年度	1,865	774	581	32	208	18	227	25	97.7
平成26年度	1,970	796	466	26	188	256	144	94	98.0
直近5年度計	8,702	3,580	2,830	115	1,358	296	393	130	98.2

1 公開率 = (公開 + 部分公開) / (公開 + 部分公開 + 全部非公開) × 100

2 権利濫用については、公開請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表5 実施機関別決定件数（平成26年度）

実施機関名	決定件数	決定の状況							
		公開	部分公開	全部非公開	不存在による非公開	存否応答拒否	公開請求却下		
							権利濫用	その他	
大阪府市大都市局	48	20	7	0	21	0	0	0	
市政改革室	3	1	0	0	2	0	0	0	
人事室	23	7	11	0	2	0	0	3	
北区役所	12	4	6	0	1	1	0	0	
都島区役所	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島区役所	5	4	1	0	0	0	0	0	
此花区役所	7	5	2	0	0	0	0	0	
中央区役所	5	3	1	0	1	0	0	0	
西区役所	7	3	4	0	0	0	0	0	
港区役所	8	4	2	0	2	0	0	0	
大正区役所	1	0	0	0	0	0	0	1	
天王寺区役所	13	6	2	0	4	1	0	0	
浪速区役所	6	5	1	0	0	0	0	0	
西淀川区役所	1	0	1	0	0	0	0	0	
淀川区役所	11	5	3	1	2	0	0	0	
東淀川区役所	3	1	1	0	1	0	0	0	
東成区役所	3	3	0	0	0	0	0	0	
生野区役所	150	8	8	0	9	0	116	9	
旭区役所	12	5	6	0	1	0	0	0	
城東区役所	2	2	0	0	0	0	0	0	
鶴見区役所	6	5	0	0	1	0	0	0	
阿倍野区役所	13	2	2	0	0	0	9	0	
住之江区役所	8	6	0	0	2	0	0	0	
住吉区役所	8	3	4	0	1	0	0	0	
東住吉区役所	6	3	2	0	0	1	0	0	
平野区役所	11	7	1	0	2	1	0	0	
西成区役所	262	12	2	2	1	245	0	0	
政策企画室	3	0	2	0	0	0	0	1	
危機管理室	3	1	0	0	2	0	0	0	
経済戦略局	0	0	0	0	0	0	0	0	
総務局	77	15	13	0	12	1	10	26	
市民局	85	8	11	0	14	1	4	47	
財政局	29	11	12	0	4	2	0	0	
契約管財局	4	1	3	0	0	0	0	0	
都市計画局	16	1	11	0	2	0	2	0	
福祉局	121	45	48	0	23	3	2	0	
健康局	31	4	19	0	8	0	0	0	
こども青少年局	17	4	8	0	4	0	1	0	
環境局	47	14	27	1	5	0	0	0	
都市整備局	13	5	3	3	2	0	0	0	
建設局	635	472	150	0	13	0	0	0	
港湾局	1	0	1	0	0	0	0	0	
会計室	0	0	0	0	0	0	0	0	
行政委員会事務局	2	1	1	0	0	0	0	0	
小計	1,718	706	376	7	142	256	144	87	
教育委員会	87	27	23	16	20	0	0	1	
選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	2	0	1	0	1	0	0	0	
監査委員	2	1	1	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	6	0	6	0	0	0	0	0	
交通局長	15	4	5	0	6	0	0	0	
水道局長	67	52	5	1	9	0	0	0	
病院局長	6	1	1	0	4	0	0	0	
消防長	45	3	35	0	1	0	0	6	
公立大学法人大阪市立大学	2	1	1	0	0	0	0	0	
地方独立行政法人大阪市立工業研究所	1	0	1	0	0	0	0	0	
地方独立行政法人大阪市民病院機構	11	0	7	0	4	0	0	0	
大阪市住宅供給公社	7	0	4	2	1	0	0	0	
大阪市道路公社	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	1,970	796	466	26	188	256	144	94	

- 1 病院局長については、平成26年4月1日から平成26年9月30日までの件数
- 2 地方独立行政法人大阪市民病院機構については、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの件数
- 3 大阪市道路公社については、平成26年4月1日から平成26年12月31日までの件数
- 4 権利濫用については、公開請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表6 年度別・実施機関別決定件数

実施機関名		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市長	大阪府市大都市局	-	-	-	2	48
	市政改革室	2	3	16	1	3
	人事室	-	-	87	30	23
	北区役所		11	5	9	12
	都島区役所		8	6	5	0
	福島区役所		7	5	6	5
	此花区役所		9	4	5	7
	中央区役所		5	7	5	5
	西区役所		11	9	9	7
	港区役所		8	7	5	8
	大正区役所		5	3	4	1
	天王寺区役所		11	5	7	13
	浪速区役所		5	4	10	6
	西淀川区役所		6	6	5	1
	淀川区役所	200	11	5	9	11
	東淀川区役所		9	3	7	3
	東成区役所		7	3	4	3
	生野区役所		12	118	60	150
	旭区役所		8	10	7	12
	城東区役所		7	6	12	2
	鶴見区役所		5	11	5	6
	阿倍野区役所		8	7	190	13
	住之江区役所		14	7	11	8
	住吉区役所		88	76	17	8
	東住吉区役所		9	6	8	6
	平野区役所		16	17	9	11
	西成区役所		20	20	7	262
	政策企画室	3	47	55	11	3
	危機管理室	2	0	1	1	3
	経済戦略局	-	-	-	19	0
	総務局	18	42	65	99	77
	市民局	45	75	65	40	85
	財政局	11	8	21	15	29
	契約管財局	24	16	13	13	4
	都市計画局(旧 計画調整局)	114	85	80	37	16
	健康福祉局	116	184	149	94	121
	健康局			48	56	31
	こども青少年局	7	10	19	17	17
	環境局	61	70	24	59	47
	都市整備局	91	271	86	33	13
	建設局	227	390	499	613	635
港湾局	17	6	6	10	1	
会計室	1	0	0	1	0	
行政委員会	0	0	0	0	2	
都市制度改革室	-	-	0	-	-	
情報公開室	17	30	-	-	-	
ゆとりとみどり振興局	26	40	22	-	-	
経済局	7	14	15	-	-	
小計	989	1,591	1,621	1,567	1,718	
教育委員会	81	78	86	130	87	
選挙管理委員会	1	0	4	1	1	
人事委員会	0	0	2	2	2	
監査委員	5	0	6	5	2	
農業委員会	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	6	
交通局長	21	12	18	9	15	
水道局長	23	48	101	80	67	
病院局長	2	4	10	13	6	
消防長	29	29	21	46	45	
公立大学法人大阪市立大学	17	13	38	1	2	
地方独立行政法人大阪市立工業研究所	0	0	0	2	1	
地方独立行政法人大阪市民病院機構	-	-	-	-	11	
大阪市住宅供給公社	2	3	6	9	7	
大阪市道路公社	0	0	0	0	0	
大阪市土地開発公社	2	1	3	0	-	
合計	1,172	1,779	1,916	1,865	1,970	

- 1 平成22年度は、区役所別の件数を算出していない。
- 2 大阪市土地開発公社については、平成25年9月までの件数
- 3 病院局長については、平成26年9月までの件数
- 4 地方独立行政法人大阪市民病院機構については、平成26年10月からの件数
- 5 大阪市道路公社については、平成26年12月までの件数

表 7 年度別非公開理由件数

非 公 開 理 由	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第 7 条 第 1 号 個人情報	488	524	393
第 7 条 第 2 号 法人等情報	336	381	284
第 7 条 第 3 号 任意提供情報	1	11	5
第 7 条 第 4 号 審議・検討・協議情報	14	10	17
第 7 条 第 5 号 事務事業遂行情報	126	178	87
第 7 条 第 6 号 公共の安全・秩序維持情報	58	26	18
第 7 条 第 7 号 法令秘情報	23	19	22

1件の決定で複数の非公開理由を付すことがあるため、合計は決定件数とは一致しない。

表 8 年度別情報提供対応件数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公開請求件数	2,579	2,987	2,971
うち情報提供対応件数	1,070	1,327	1,160
情報提供対応率(%)	41.5	44.4	39.0

情報提供対応率 = 情報提供対応件数 / 公開請求件数 × 100

表 9-1 不服申立ての状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
過年度繰越件数	15	17	90	255	319
新規件数	32	95	304	289	290
諮問件数	47	112	394	544	609
処理件数	23	22	137	127	242
(答申数)	(21)	(22)	(21)	(32)	(22)
取下げ件数	7	0	2	98	1
年度末 残諮問件数	17	90	255	319	366

表 9-2 平成 25 年度末残諮問件数の諮問年度別内訳

諮問年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
残諮問件数	5	2	142	217	366

[平成 26 年度答申一覧]

平成 26 年 5 月 23 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第367号	不適法な公開請求に対する却下	公開請求却下	原決定妥当
第368号	権利濫用却下	公開請求却下	原決定妥当

平成 26 年 6 月 26 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第369号	第三者調査チーム関係文書	不存在	原決定妥当
第370号	昇降機設備工事に係る見積書等（都市整備局案件）	非公開	原決定一部取消し （非公開とした情報の一部を公開すべき）
第371号	昇降機設備工事に係る見積書等（建設局案件）	非公開	原決定一部取消し （非公開とした情報の一部を公開すべき）
第372号	昇降機設備工事に係る見積書等（交通局案件）	非公開	原決定一部取消し （非公開とした情報の一部を公開すべき）
第373号	昇降機設備工事に係る見積書等（水道局案件）	非公開	原決定一部取消し （非公開とした情報の一部を公開すべき）
第374号	道路占用申請に係る法的根拠等	不存在	原決定妥当
第375号	位置指定道路築造に関する条例等	不存在	原決定妥当
第376号	人事考課シート	部分公開	原決定妥当
第377号	地域活動協議会補助金交付認定判断資料	部分公開	原決定妥当

平成 26 年 8 月 29 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第378号	市長が職員と一対一で送受信したメール	不存在	原決定妥当

平成 26 年 10 月 10 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第379号	学校別全国学力学習状況調査結果	非公開	原決定一部取消し （非公開とした情報の一部を公開すべき）

平成 26 年 10 月 24 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第380号	技術検討委員会議事録等	部分公開	原決定一部取消し （非公開とした情報の一部を公開すべき）

平成 26 年 3 月 13 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第381号	特定すべき公文書が存在しないことが明白であるもの	公開 不存在	原決定妥当
第382号	特定すべき公文書が存在しないことが明白であるもの	不存在	原決定妥当
第383号	特定すべき公文書が存在しないことが明白であるもの	不存在	原決定妥当
第384号	権利濫用却下	公開請求却下	原決定妥当
第385号	不適法な公開請求に対する却下	公開請求却下	原決定妥当
第386号	不適法な公開請求に対する却下	公開請求却下	原決定妥当
第387号	研修に関すること	公開 不存在	原決定妥当

平成 26 年 3 月 26 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第388号	選定事業者の提案書類	部分公開	原決定一部取消し (非公開とした情報の一部を公開すべき)

表 10 年度別の決定状況（出資等法人）

年 度	決定件数	決 定 状 況							公開率 (%)	異議 申出 件数
		公 開	部 分 公 開	全 部 非公開	不存在による 非 公 開	存否 応答拒否	公開申出却下			
							権利濫用	その他		
平成22年度	8	2	5	0	1	0	0	0	100.0	0
平成23年度	8	3	4	1	0	0	0	0	87.5	0
平成24年度	6	3	1	0	2	0	0	0	100.0	0
平成25年度	15	0	10	4	1	0	0	0	71.4	0
平成26年度	9	3	3	3	0	0	0	0	66.7	1

公開率 = (公開 + 部分公開) / (公開 + 部分公開 + 全部非公開) × 100

表 11 出資等法人別決定件数（平成 26 年度）

法人名	決定件数	決定の状況							異議申出件数
		公開	部分公開	全部非公開	不存在による非公開	存否応答拒否	公開申出却下		
							権利濫用	その他	
大阪市男女共同参画のまち創生協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湊町開発センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市環境保健協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市救急医療事業団	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪国際交流センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪城ホール	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪スポーツみどり財団	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪国際経済振興センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市博物館協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪科学振興協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アジア太平洋トレードセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境事業協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市建築技術協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クリスタ長堀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港埠頭ターミナル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港埠頭	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港トランスポートシステム	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市消防振興協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪シティバス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪メトロサービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪地下街	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪水道総合サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市教育振興公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪国際平和センター	9	3	3	3	0	0	0	0	1
合計	9	3	3	3	0	0	0	0	1

表 12 市民情報プラザの利用状況

（単位：延べ人数）

	利用者数	窓口対応	電話対応	みおネット	ビデオ
平成25年度	30,045	4,816	1,035	808	18
平成26年度	25,448	2,943	718		5

みおネットは、平成26年3月31日をもって利用終了

表 13 有償刊行物の販売状況

	刊行物名	販売数		参 考	
		平成25年度	平成26年度	担当	頒布価格 (円)
1	大阪市総合計画(平成17年12月)	21	7	政策企画室	820
2	データでみる大阪のすがた(平成17年度版)	4	6	政策企画室	870
3	カタカナ語使用の手引(平成12年4月)	2	7	総務局	270
4	大阪市公文書館研究紀要(第14~19号)	0	0	総務局	790
5	大阪市公文書館研究紀要(第20号)	0	1	総務局	820
6	大阪市公文書館研究紀要(第21号)	2	6	総務局	490
7	大阪市公文書館研究紀要(第22号)	1	2	総務局	630
8	大阪のまちづくり-きのう・今日・あす-	2	1	都市計画局	7,000
9	大阪市建物用途別土地利用現況図(区別版)/2005(バラ) 1/1.4万	55	0	都市計画局	210
10	大阪市建物用途別土地利用現況図(区別版)/2005(製本) 1/1.4万	0	0	都市計画局	4,390
11	大阪市建物用途別土地利用現況図/2005(メッシュ線有) 1/2.5万	2	1	都市計画局	1,850
12	大阪市建物用途別土地利用現況図/2005(メッシュ線無) 1/2.5万	1	0	都市計画局	1,850
13	2000大阪市建物用途別土地利用現況図(行政区別)(バラ) 1/1万	7	11	都市計画局	500
14	2000大阪市建物用途別土地利用現況図(区別製本版) 1/1万	0	0	都市計画局	8,000
15	2000大阪市建物用途別土地利用現況図(全市版) 1/2.5万	0	0	都市計画局	2,500
16	大阪市メッシュ別建物容積率図(2001) 1/2.5万	0	0	都市計画局	1,000
17	2000大阪市地形図(白図)(区別) 1/1万	145	154	都市計画局	200
18	大阪市メッシュ番号図(メッシュ線有) 1/2.5万	2	0	都市計画局	500
19	大阪市メッシュ図(メッシュ線無) 1/2.5万	17	3	都市計画局	500
20	人口集中地区図1960~2005 1/10万	1	0	都市計画局	2,630
21	大阪市常住人口密度図(2005) 1/2.5万	1	0	都市計画局	1,580
22	2001大阪市従業人口密度図 1/2.5万	1	0	都市計画局	900
23	大阪市メッシュ別地価ランク図(2007) 1/2.5万	1	0	都市計画局	1,580
24	大阪市メッシュデータ集(17)	0	1	都市計画局	1,600
25	大阪市メッシュデータ集(20)	0	0	都市計画局	1,600
26	大阪市メッシュデータ集(21)	0	1	都市計画局	500
27	大阪の経済	37	47	経済戦略局	1,000
28	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 春編 鶴見緑地	1	3	経済戦略局	100
29	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 夏編 鶴見緑地	1	3	経済戦略局	100
30	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 秋編 鶴見緑地	1	3	経済戦略局	100
31	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 冬編 鶴見緑地	1	3	経済戦略局	100
32	大阪市環境白書(22年版) 冊子版	0	0	環境局	550
33	大阪市環境白書(22・23年版) CD-ROM	0	0	環境局	290
34	都市問題研究	34	16	政策企画室	650
合 計		340	276		

表 14 市民情報プラザにおける配架資料数

	合 計
平成25年度	5,626
平成26年度	5,649

各年度末（3月31日）時点